

障地発第0226001号
障障発第0226001号
平成20年2月26日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課地域生活支援室長



障害福祉課長



地方自治法施行令等の改正に伴う留意事項について

平成20年2月14日政令第25号をもって地方自治法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年3月1日から施行することとされたところである。本政令の内容は、地方公共団体又は地方公営企業が随意契約することができる範囲に、地方公共団体の規則（地方公営企業については「管理規程」。）で定める手続により、障害者支援施設等から役務の提供を受ける場合を追加するものである。管内市町村、関係団体、障害者支援施設等を経営する社会福祉法人等に周知されるとともに、契約担当部局とも連携を図り、下記の事項に留意の上、適切に運用されるよう、配慮されたい。

なお、本政令の公布に際し、別添のとおり総務省自治行政局長より各都道府県知事あて通知されたところであるので念のため申し添える。

記

- 1 平成18年より、障害者自立支援法が施行され、障害者が地域で自立した生活を営むことができる社会を目指し、障害者の就労支援を積極的に推

進していくこととしているところであるが、このような中、障害者支援施設等への業務発注が減少傾向にある等の状況にかんがみ、良質で安定的な仕事の確保を図るため、福祉部局における対応のみならず、契約担当部局と連携の上、その取組について配慮されたいこと。

- 2 障害者支援施設等の製作する物品及び提供する役務について、その取扱品目等の状況を十分に把握した上で、工賃倍増5か年計画による工賃水準向上に向けた取組の一環としても、その優先発注など適切な活用を図られたいこと。

【対象となる障害者支援施設等】

障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う施設、小規模作業所（障害者基本法第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）。（経過措置として、更生施設（身体、知的）、授産施設（身体、知的、精神）、福祉工場（身体、知的、精神）を含む。）

【障害者支援施設等が取り組んでいる具体的事例】

○ 役務の例

- ・ 印刷（封筒、名刺、割引証、各種様式、記念誌、広報啓発ポスター等）、会議のテープおこし、公共施設の清掃・除草、クリーニング、縫製作業、包装・組立、発送業務、コンピュータソフト開発、コンテンツ製作、データ入力、リネンサプライ 等

○ 製品の例

- ・ 庁用物品（時計、テーブル、表示板、作業服 等）
- ・ 大会等各種記念品（木工製品、しおり、石けん、コースター 等）
- ・ 啓発用物品（手芸品、陶芸品、紙製品 等）



総行行第15号
平成20年2月14日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第25号。以下「改正令」という。）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第12号。以下「改正規則」という。）は、平成20年2月14日に公布され、同年3月1日から施行されることとなりました。

改正令は、地方公共団体による契約の締結に関し、障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直し、不正行為に対する入札参加停止期間の延長、総合評価一般競争入札の手続の簡素化等を行うものであり、改正規則は、総合評価一般競争入札の手続の簡素化に伴い、所要の改正の整備を図ることを内容としたものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、適切な運用がなされるよう格別の配慮をお願いします。

なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第1 改正の内容

1 契約に関する制度の見直しに関する事項

- (1) 地方公共団体の随意契約について、その対象となる契約として障害者支援施設等から物品を買い入れる契約のほかに新たに役務提供を受ける契約を加えることとする。 (令第167条の2第1項第3号関係)
- (2) 一般競争入札に参加させないことができる期間の起算点及び上限について、該当事実があった後2年間入札に参加させないことができるとしていたものを見直し、該当

事実があったと認められるときは、3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができることとすること。(令167条の4第2項関係)

- (3) 総合評価一般競争入札を行う場合における学識経験者の意見聴取手続を簡素化し、落札者決定基準を定めるときに学識経験者の意見を聴かなければならないこととすること。当該意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないこととすること。(令第167条の10の2第4項及び第5項、則第12条の4関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第2 その他

公共工事の入札及び契約の適正化については、従来より一般競争入札及び総合評価方式の導入・拡充について要請してきたところであるが、今般の改正により、当該方式のより一層の導入・拡充を図りたいこと。

また、公共工事以外の請負の契約についても、技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価方式による一般競争入札の導入・拡充を図ることが求められていることにも留意が必要であること。なお、一般競争入札の参加資格等については、競争性を十分に確保しつつ不良不適格業者の排除等についても配慮が必要であること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○地方交付税法等の一部を改正する法律（四）

〔政令〕

○地方自治法施行令の一部を改正する政令（二五）
○予算決算及び会計令の一部を改正する政令（二六）
○特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七）

〔省令〕

○地方債に関する省令の一部を改正する省令（総務一）
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（同一）

〔告示〕

○平成十九年度地方債同意等基準を公表する件の一部を改正する件（総務六一）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件（法務六九〇八六）

○保安林の指定をする件
（農林水産二二九、二三〇）
○保安林の指定施設要件を変更する件
（同一三二、二三三）
○丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める件の一部を改正する件（国土交通一一三）
○枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める件の一部を改正する件（同一二四）
○都市計画に関する件
（同一二五、一二六）
○道路に関する件
（東北地方整備局一一）
○都市計画に関する件（同一三）
○都市計画に関する件
（関東地方整備局四六〇四八）
○道路に関する件
（四国地方整備局一〇）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省 財務省 厚生労働省 会計検査院

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験
平成二十年旧司法試験第一次試験合格者（司法試験委員会）

〔公告〕

諸事項

官庁
押収物還付、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分、公示送達関係
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◆地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第四号）（総務省）
一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律
一 地方交付税法
一 補正予算により平成一九年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として二、九九二億一、五〇〇万円を加算することとした。（地方交付税法附則第四条、特別会計に関する法律附則第九条関係）
二 補正予算により平成一九年度に行うこととしていた交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金金の償還を繰り延べ、償還予定額五、八六九億円を平成二〇年度分の地方交付税の総額に加算することとした。（地方交付税法附則第四条の二、特別会計に関する法律第四条関係）
二 地方財政法の一部改正関係
当分の間、地方税の減収により、地方財政法第五条の地方債を起すこともなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、同条の規定にかかわらず、地方債を起すことができることとした。（地方財政法第三条の五の二関係）
三 この法律は、公布の日から施行することとした。
◆地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第二五号）（総務省）
一 契約に関する制度の見直し関係
（一）地方公共団体の随意契約について、その対象となる契約として障害者支援施設等から物品を買い入れる契約のほか新たに役務提供を受ける契約を加えることとした。（第一六七条の二第一項第三号関係）
（二）一般競争入札に参加させないことができる期間について、不正行為があった日から二年間とされているものを、地方公共団体が不正行為に該当すると認めるときから三年間に延長することとした。（第一六七条の四第二項関係）

法律

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第四号

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

- 1 國による契約の締結に關し、不正行為を防止する観点から、不正行為に対する一般競争への参加を停止する期間を延長することとした。
- 2 この政令は、平成二十年三月一日から施行することとした。

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二十七号)(財務省)

- 一 特別会計に関する法律施行令の一部改正関係財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、積立金からの国債整理基金特別会計への繰入れに關する算定規定及びその他所要の規定の整備を行うこととした。
- 二 この政令は、平成二十年四月一日から施行することとした。

附則第四号の二第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「平成二十年度」を「平成二十年度にあつては第一項の額に同年度において前二項の規定

により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に於ける同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十一年度」に改め、同項の表中「八千六百九十六億円」を「七千九百九十五億円」に、「七千六百九十六億円」を「六千六百九十五億円」に、「七千二百三十三億円」を「六千二百三十四億八千五百万円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 平成二十年度分の交付税の総額については、前項の額に、前条第一項第六号に掲げる額を加算する。

附則第四号の三第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二号 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

- 附則第四号第一項中「三十三兆三千三百九十九億九千四百八十八万円」を「三十三兆三千三百九十九億九千四百八十八万円」に改め、同項の表を「一兆三千三百九十八億円」を「一兆七百六十六億円」に、「二兆九千四百三十八億円」を「二兆九千四百三十三億円」に、「一兆二千五百八十二億円」を「一兆三千二百二十八億円」に、「一兆三千八百四十億円」を「一兆四千三百三十億円」に、「一兆五千二百二十四億円」を「一兆五千七百六十三億円」に、「一兆六千七百四十六億円」を「一兆七千三百三十九億円」に、「一兆八千四百二十一億円」を「一兆九千九百七十三億円」に、「二兆二百六十三億円」を「二兆九百八十一億円」に、「二兆二千二百八十九億円」を「二兆三千七十八億円」に、「二兆四千五百十八億円」を「二兆五千三百八十七億円」に改める。

附則第九号中「額は」の下に、「平成十九年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四号第一項第二号に掲げる額を加算した額とし」を加え、同条の規定により算定した額に第一号」を「第二十四条の規定により算定した額に第一号」に改め、同条第一号中「附則第四号の二第二項」を「附則第四号の二第三項」に改め、同条第二号の表中「八千六百九十六億円」を「七千九百九十五億円」に、「七千六百九十六億円」を「六千六百九十五億円」に、「七千二百三十三億円」を「六千二百三十四億八千五百万円」に改める。

地方自治法の一部改正 (地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。 第三十三号の五の三の見出し中「平成十四年度における」を削り、同条中「平成十四年度に限り」を「当分の間、各年度において」に改め、「所得割」を削り、「所得割及び法人税割並びに」を「法人税割及び」に改め、「かかわらず」の下に、「当該不足を生ずると認められる額として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

御名 御璽

平成二十年二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第二十五号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

(内閣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条第二項、第三項ただし書及び第六項並びに第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十七号の二第一項第三号中「障害者支援施設」の下に「(以下この号において「障害者支援施設」という。)を「地域活動支援センター」の下に「(以下この号において「地域活動支援センター」という。)を「限る」の下に「以下この号において「障害福祉サービス事業」という)を「買入れる契約」の下に「障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所」を加える。

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第六百六十七条の四第二項中「次の各号の二」に「一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに」に「者をその事実があつた後二年間」を「ときは、その者について三年以内の期間を定めて」に改め、同項第一号中「した者」を「したとき」に改め、同項第二号中「妨げた者」を「妨げたとき」に、「連合した者」を「連合したとき」に改め、同項第三号及び第四号中「妨げた者」を「妨げたとき」に改め、同項第五号中「履行しなかつた者」を「履行しなかつたとき」に改め、同項第六号中「前各号の二に該当する事実があつた後二年を経過しない者」を「この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は「使用した者」を「使用したとき」に改める。

第六百六十七条の十の二第四項中「総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は「を」を削り、「学識経験者」を有する者」の下に「（次項において「学識経験者」という。）」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見が聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

第六百六十七条の十三中「第五項」を「第六項」に、「これを」を「これについて」に改める。
第六百七十四条の四十九の二第三項中「第五十四條」を「並びに」に、「（児童委員に係る部分に限る。）及び第五十四條（第六百七十四條の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設に係る部分に限る。）」を「及び」に改める。

第二百二十四条第二項の表第六百六十七条の十、第六百六十七条の十一第二項並びに第六百六十七条の十二第二項及び第二項の項中「第六百六十七条の十一」の下に「第六百六十七条の十の二」を加え、及び「第二項」を「第二項及び第四項」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年三月一日から施行する。

（適用区分等）
第二条 この政令による改正後の地方自治法施行令（以下この条において「新令」という。）第六百六十七条の四第二項の規定は、一般競争入札に参加しようとする者がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実により同項各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実によりこの政令による改正前の地方自治法施行令（以下この条において「旧令」という。）第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。

2 旧令第六百六十七条の十の二第四項の規定により普通地方公共団体の長が落札者決定基準に關し学識経験を有する者の意見を聴いた契約については、なお従前の例による。
3 施行日から障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新令第六百六十七条の二第一項第三号の規定の適用については、同号中「障害福祉サービス事業を行う施設」とあるのは、「障害福祉サービス事業を行う施設、障害者自立支援法附則第四十一条第一項第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第三項に規定する精神障害者授産施設、同条第五項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和二十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設」とする。

（地方公営企業法施行令の一部改正）
第三条 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）の一部を次のように改正する。
第二十一条の十四第一項第三号中「障害者支援施設」という。）を、「地域活動支援センター」の下に「（以下この号において「障害者支援センター」という。）」を、「限る」の下に「。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を、「い」の下に「。以下この号において同じ」を、「買入れれる契約」の下に「。障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所」を加える。
（地方公営企業法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第四条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項第三号の規定の適用については、同号中「障害福祉サービス事業を行う施設」とあるのは、「障害福祉サービス事業を行う施設、障害者自立支援法附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第三項に規定する精神障害者授産施設、同条第五項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和二十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設」とする。

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽
平成二十年二月十四日
内閣総理大臣 福田 康夫

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽
平成二十年二月十四日
内閣総理大臣 福田 康夫

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽
平成二十年二月十四日
内閣総理大臣 福田 康夫

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽
平成二十年二月十四日
内閣総理大臣 福田 康夫

総務大臣 増田 寛也
内閣総理大臣 福田 康夫
財務大臣 額賀福志郎
内閣総理大臣 福田 康夫

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第二十七号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十八条第三項及び第二百二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。第四十四条第一号及び第四十五条中「千分の百」を「千分の五十」に改める。

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

財務大臣 額賀福志郎
内閣総理大臣 福田 康夫

省令

〇総務省令第十一号

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十三条の五の三の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。平成二十年二月十四日

総務大臣 増田 寛也

地方債に関する省令の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（法第三十三条の五の三の額の算定方法）
第一条の二（法第三十三条の五の三に規定する総務省令で定める）ところに「より算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の種類に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 都道府県 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となつた道府県民税の法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額から当該年度の道府県民税の法人税割及び利

子割並びに法人の行う事業に対する事業税の収入額（利子割の収入額については地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の交付額を控除した額とする。）をそれぞれ控除した額（当該額が負額となるときは零）の合算額

ロ 当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収補てんのため当該年度において特別に発行する法第五十五条の三第一項に規定する協賛における同意又は法第五十五条の四第一項若しくは第三項から第五項までに規定する許可（次号において「同意等」という。）を得た地方債（法第五条ただし書の規定により地方債をもつてその財源とすることができ経費に係るものに限る。）の額

二 市町村及び特別区 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となつた市町村民税の法人税割の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額及び利子割交付金の収入見込額から当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の収入額をそれぞれ控除した額の合算額

ロ 当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の減収補てんのため当該年度において特別に発行する同意等を得た地方債（法第五条ただし書の規定により地方債をもつてその財源とすることができ経費に係るものに限る。）の額

附則 公布の日から施行する。

〇総務省令第十二号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の十の二第四項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。平成二十年二月十四日

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（昭和二十二年内務省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項を削り、同条第二項中「第六十七條の十の二第四項」の下に「及び第五項（これらの規定を同令第六十七條の十三において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第一項とする。

告示

〇総務省告示第六十一号

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五條の三第六項の規定に基づき、平成十九年度地方債同等基準（平成十九年総務省告示第二百九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。平成二十年二月十四日

総務大臣 増田 寛也

平成十九年度地方債同等基準（平成十九年総務省告示第二百九号）第二の二の七を次のように改める。

一 募集する債
募集する債については、以下に掲げる募集要項に添付して提出する募集要項を地方債の募集の対象とするものとする。

〇法務省告示第六十九号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令（平成二十年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号八及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。平成二十年二月十四日

一 研修を事業として行う機関の名称及び所在地 株式会社知床第一ホテル 北海道斜里郡斜里町文光町十七番地六

二 実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容
株式会社知床第一ホテル 北海道斜里郡斜里町文光町十七番地六

三 対象となる者 平成二十年二月十四日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四 対象となる者が研修の在留資格をもつて在留する期間 一年以内の期間

〇法務省告示第七十号
出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令（平成二十年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、同下欄第五号八及び第六号の規定の適用を受けない研修を次のとおり告示する。平成二十年二月十四日

一 研修を事業として行う機関の名称及び所在地 株式会社阿寒ランドホテル 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉四丁目六番十号

二 実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容
株式会社阿寒ランドホテル 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉四丁目六番十号

三 対象となる者 平成二十年二月十四日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四 対象となる者が研修の在留資格をもつて在留する期間 一年以内の期間

株式会社阿寒ランドホテル
北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉四丁目六番十号
ホテル研修

(1) 渡辺てん廣
地方公共団体が行う公共施設等の整備事業について、当該事業に係る通常の地方債に加えて、原則として、都道府県民税の法人税割及び利子割並びに法人事業税の基準財政収入額の算定基礎となつた収入見込額に比してそれぞれ異なる額の範囲内の額を対象とするものとする。

(2) 渡辺てん廣（特例分）
法第33条の5の3の規定に基づき、募集した債を対象とするものとする。

地方自治法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

目次

○ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) (本則関係)	1
○ 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号) (附則第三条関係)	7

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（随意契約）</p> <p>第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れられる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービ</p>	<p>（随意契約）</p> <p>第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れられる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契</p>

「事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

改正案

現行

(随意契約)

第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項

に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター(以下

この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)において製作された物品を管理規程で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施

(随意契約)

第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に

規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)において製作された物品を管理規程で定める手続により買入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和三

設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四〇九（略）

二〇四（略）

障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直しについて

1. 現行

地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、障害者支援施設等（※）においてその活動の成果として製作された物品を買い入れる契約を規定。

（※）障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、小規模作業所。（経過措置により、更生施設（身体、知的）、授産施設（身体、知的、精神）、福祉工場（身体、知的、精神）を含む。）

2. 今回の見直し（地方自治法施行令の改正：平成20年2月14日公布・平成20年3月1日施行）

（1）経緯

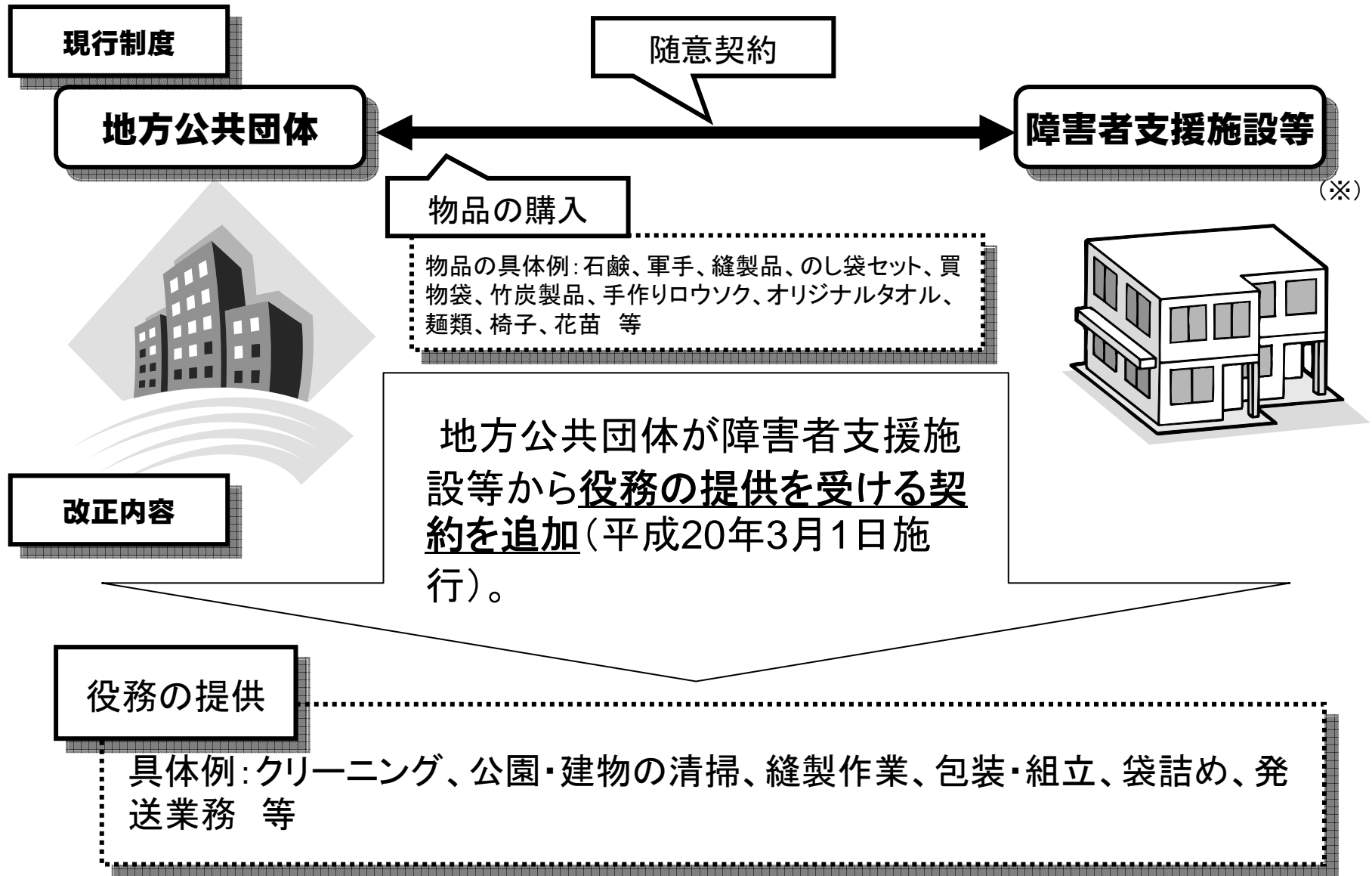
構造改革特区第10次提案募集（平成18年10月）において、現行で随意契約が可能とされている物品の購入以外にも「地方公共団体が障害者支援施設等と役務提供に係る随意契約を行うことを可能とすること」について特区提案が行われ、政府として「平成19年度中に結論」としていた。

（2）改正内容

地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加。

物品の具体例（現行）	役務の具体例（今般の改正で追加）
石鹸、軍手、縫製品、のし袋セット、買物袋、竹炭製品、手作りロウソク、オリジナルタオル、麺類、椅子、花苗 等	クリーニング、公園・建物の清掃、縫製作業、包装・組立、袋詰め、発送業務 等

障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直し



※ 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設・更生施設(身体、知的)、授産施設(身体、知的、精神)及び福祉工場(身体、知的、精神)、小規模作業所。